

平成22年度 行政評価等プログラム (抄)

II 政策評価推進機能

1 政策評価に関する情報の公表

国民への説明責任を徹底するとともに、政策評価に対する国民の信頼を一層高めるため、政策評価に関する基本方針（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）に定められている政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項を踏まえ、評価書の作成や情報の公表についての標準的な指針を定める「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（仮称）を策定する。

2 政策達成目標明示制度への対応、成果志向の目標設定の推進

平成 22 年度から試行的に導入される政策達成目標明示制度に対し、政策評価については、適切な役割分担、連携・補完を図る。

政策達成目標明示制度の導入に伴い、政策評価においても、改めて成果（アウトカム）に着目した目標の設定を推進する。

また、政策達成目標明示制度において設定される政策達成目標の下、政策評価がこれと整合的に実施されるよう、評価対象政策の設定を推進する（政策評価制度と政策達成目標明示制度との関係については、後者の試行期間を通じて検討する。）。

3 事前評価の拡充

(1) 租税特別措置に係る政策評価

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、租税特別措置の抜本的な見直しの方針が示される中で、政策評価を厳格に行うことが明記された。これを踏まえ、租税特別措置に係る事前評価及び事後評価を導入するため、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）や政策評価に関する基本方針の改正等を速やかに行う。

(2) 規制による競争状況への影響分析

規制によって市場における競争にどのような影響が生じるかを把握・分析することにより、的確かつスムーズな政策決定を行うための判断材料を提供するとともに、規制をめぐる国民的議論に有用な情報を提供できるようにするため、規制による競争状況への影響分析について、公正取引委員会の協力を得て、試行を開始する。

4 予算編成に資する政策評価の推進

以下の取組により、予算編成に資する政策評価を推進する。

- 規制の事前評価を除き、公共事業に係る評価を始め予算編成に関連が深い政策評価に

基本的に点検対象を特化し、効果的に公表する。

- II 2「政策達成目標明示制度への対応、成果志向の目標設定の推進」による成果に着目した目標の設定を重視する。
- 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、以下の取組を推進する。
 - ・ 政策評価結果の予算要求への反映について各府省の説明責任を徹底する。
 - ・ 政策評価結果の予算要求への反映とともに、対応する決算に関する情報を明らかにする。これに関連し、本年から試行される「行政事業レビュー」の結果を関係する政策評価において活用する。
- 租税特別措置に係る政策評価を推進する。
- 予算の効率化ないし予算要求への反映を企図する政策達成目標明示制度や行政事業レビューとの連携について、両制度に協力しつつ引き続き検討する。

5 政策評価の推進における現地調査機能の活用

公共事業に係る評価等についての点検の効果を高めていくため、管区行政評価局・行政評価事務所において、それぞれの地元における個別具体的な公共事業について、現地情報を基にして、問題がありそうな事案の見極めを付け、必要があればそれに係る実態の調査等を行うことを検討する（その際、年金記録問題への対応状況に留意する。）。

6 その他

(1) 政策評価の結果の予算要求等への的確な反映の推進

政策評価の結果が予算要求等政策に的確に反映され、有効に活用されるよう、政策評価の質の向上や適時適切な実施を推進する。

また、平成 20 年度予算から、予算書・決算書の表示科目の単位と政策評価の単位とを対応させる等の見直しが行われていることも踏まえ、引き続き政策評価と予算・決算との連携強化を図るとともに、成果重視事業の事後評価等において政策評価の活用を図るための取組を推進する。

(2) 政府全体における政策評価の実施状況等の取りまとめ・公表

「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況」について、国民への説明責任を全うする観点から、分かりやすさとともに、十分な内容の確保に配慮し、毎年取りまとめ、公表する。

(3) 政策評価に関する調査・研究、研修の実施等

ア 評価手法等の調査・研究の推進

国内外の事例等の収集により、政策効果の把握の手法その他の政策評価の方法についての調査・研究を実施し、その結果を各府省に提供する。

イ 政策評価に関する全政府的な研修の実施等

政策評価に関する共通の理解と認識の普及・啓発、職員の意識改革、専門的知識の向上等に資するため、政策評価等に従事する職員に対して研修等を実施する。

ウ 政策評価に関する情報の活用の促進

政策評価の実施に必要な情報の府省相互間における活用の促進のための政策評価支援システムについて、その円滑な運用に努める。

エ 政策評価に関する広報の積極的な展開

政策評価の結果等を具体的かつ分かりやすく国民に示すことができるよう広報を積極的に行うとともに、政策評価に関する研修への参加機会を広く政策評価に関心ある者にも提供することにより、国民の理解の増進を図る。

(4) 政策評価への取組の人事評価への反映の推進

政策評価に取り組んだ職員の人事評価（業績評価）において当該取組を反映できることを明示し、政策評価の推進の観点から各府省に周知する。